

## 第 12 回南阿蘇村農業委員会総会会議録

1. 開催日時 令和 6 年 6 月 10 日（月）午前 10 時 00 分開会
2. 開催場所 南阿蘇村庁舎 2 階 大会議室
3. 出席委員
- |            |             |            |            |
|------------|-------------|------------|------------|
| 1 番 友岡 康幸  | 2 番 松岡 日出男  | 3 番 桐原 忠継  | 4 番 小出 満文  |
| 6 番 加藤 清孝  | 7 番 小林 公子   | 8 番 長崎 愛   | 9 番 榎 敏行   |
| 10 番 藤岡 恵雄 | 11 番 今村 建一  | 12 番 古澤 弥生 | 13 番 渡邊 和徳 |
| 14 番 渡邊 晃  | 15 番 豊田 るみ子 | 16 番 池田 春香 | 17 番 藤原 幸似 |
| 18 番 古庄 憲明 | 19 番 北野 暁之  |            |            |
- 欠席委員 5 番 福本 博文
4. 議事日程
- 議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について  
 議案第 2 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について  
 議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について  
 議案第 4 号 経営基盤強化促進法許可申請について  
 議案第 5 号 農地法第 2 条第 1 項に該当しない農地の非農地化について
5. 事務局職員
- 主幹 藤野 貴洋  
 主査 梅田 和宏  
 課長補佐(みらい公社) 山戸 陸也

### 6. 会議の概要

発言者	内容
事務局	<p>おはようございます。白水・久木野・長陽の全地区での現地確認お疲れ様でした。総会に先立ちまして、南阿蘇村で新規就農者として頑張っておられる担い手さんを農政係の方から紹介したいとこのことですので、少し時間をいただきます。</p> <p style="text-align: center;">（農政係より新規就農者の紹介）                      （新規就農者より一言ずつ挨拶）</p> <p>それでは、定刻前ですが、第 12 回 南阿蘇村 農業委員会総会を開催いたします。本日は令和 6 年第 2 回の南阿蘇村議会定例会のため、今村局長が不在となりますので、本日の進行は事務局の藤野が行います。</p> <p>農業委員総数 19 名、出席委員 18 名、欠席 1 名 南阿蘇村 農業委員会 会議規則第 7 条により本総会の成立を報告致します。</p> <p>農業委員会憲章につきましては、お手元の憲章を各自ご確認いただきますよう、よろしく願いいたします。なお、議案説明の際には、自席で起立のうえ、ご発言いただきますようお願いいたします。また、議事録作成のため、発言内容を録音しておりますが、音声为正しく認識できますように、マイクを通じて番号、氏名を申し添えたうえでご発言いただきますよう、ご協力のほどよろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、議事に進めさせていただきます。本村農業委員会会議規則第 5 条の定</p>

<p>会長</p>	<p>めにより、以後の進行は会長が議長となり進行をお願い致します。それでは会長よろしくお願い致します。</p> <p>皆さんおはようございます。田植えの方も終盤に近付いて、皆さんそれぞれひと段落されているかと思います。</p> <p>先日の29日から31日まで東京、山梨県のほうで農業委員会会長の全国大会、熊本県内の会長たちとの視察研修に参加してきました。山梨県は笛吹市というところで、桃とブドウの大産地でありまして、水田は3haしかないとのことでした。やはり獣害に苦労されているとのことで、鹿、イノシシに加えて熊も出るとのことで、大変苦労されていました。簡単ですが、報告といたします。</p>
<p>議長</p> <p>事務局</p>	<p>ただいまから第12回南阿蘇村農業委員会総会を開会致します。本日の議事録署名委員に6番の加藤委員、7番の小林委員を指名します。</p> <p>議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について審議します。事務局に議案の朗読をお願い致します。</p> <p>朗読いたします。議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について</p> <p>番号1：譲受人、譲渡人は議案書記載のとおりです。申請土地の状況 所在地番 [REDACTED] 所有権移転の贈与 交換となります。</p> <p>番号2：譲受人、譲渡人は議案書記載のとおりです。申請土地の状況 所在地番 [REDACTED] 所有権移転の贈与 交換となります。</p> <p>番号3：譲受人、譲渡人は議案書記載のとおりです。申請土地の状況 所在地番 [REDACTED] 所有権移転の売買となります。</p> <p>番号4：譲受人、譲渡人は議案書記載のとおりです。申請土地の状況 所在地番 [REDACTED] 所有権移転の売買となります。</p> <p>番号5：譲受人、譲渡人は議案書記載のとおりです。申請土地の状況 所在地番 [REDACTED] 所有権移転の売買となります。</p> <p>番号6：譲受人、譲渡人は議案書記載のとおりです。申請土地の状況 所在地番 [REDACTED] [REDACTED] 賃借権設定3年となります。</p> <p>番号7：譲受人、譲渡人は議案書記載のとおりです。申請土地の状況 所在地番 [REDACTED] [REDACTED] 所有権移転 売買となります。</p> <p>番号8：譲受人、譲渡人は議案書記載のとおりです。申請土地の状況 所在地番 [REDACTED] 所有権移転 売買となります。</p> <p>番号9：譲受人、譲渡人は議案書記載のとおりです。申請土地の状況 所在地番 [REDACTED] 所有権移転</p>

	<p>売買となります。</p> <p>番号 10：譲受人、譲渡人は議案書記載のとおりです。申請土地の状況 所在地番 [REDACTED] 所有権移転 売買となります。</p> <p>以上、ご審議いただきます。</p>
議長	朗読が終わりましたので地元委員の説明をお願いいたします。
2 番	<p>議案第 1 号番号 1 番から 3 番について、2 番の松岡が説明します。</p> <p>譲渡人、譲受人、申請土地の状況は議案書記載のとおりです。</p> <p>番号 1, 2 について説明します。譲渡人、譲受人とで農地を交換し、お互いに耕作がしやすい場所に移動することで、農地の維持管理がしやすくなるとのことで双方合意の上で契約がされております。番号 1 の譲受人は村内で [REDACTED] 営まれており、その傍らで農業を兼業されています。番号 2 の譲受人は、長年にわたり [REDACTED] 営まれ、後継者もおり、同じく兼業で農業を営まれています。農地を管理する上でなんら問題は無いと思われます。</p> <p>番号 3 について、説明します。譲渡人は高齢で病気などの理由から農業を営めず、耕作される方を探していましたが、譲受人と所有権移転売買の契約が纏まりました。譲受人は番号 1 と同じ方です。以上 3 件、ご審議よろしくお願ひします。</p>
9 番	<p>議案第 1 号番号 4 番について、9 番の榑が説明します。</p> <p>譲渡人、譲受人、申請土地の状況は議案書記載のとおりです。</p> <p>譲渡人は村外に住まわれており、農地管理できる方を探されておりましたところ、譲受人と所有権移転売買の契約が結ばれました。譲受人は地元で [REDACTED] 営む傍ら数年前より新規就農し、農業規模を拡大されています。何ら問題ないと思ひますので、ご審議の程よろしくお願ひします。</p>
8 番	<p>議案第 1 号番号 5 番について、8 番の長崎が説明します。</p> <p>譲渡人、譲受人、申請土地の状況は議案書記載のとおりです。</p> <p>譲渡人は県外に住まわれており、農地管理が難しく耕作される方を探してましたところ、農地が譲受人の自宅のすぐ裏手ということで、所有権移転売買の契約が結ばれました。何ら問題は無いと思われますので、ご審議よろしくお願ひします。</p>
11 番	<p>議案第 1 号番号 6 番について、11 番の今村が説明します。</p> <p>譲渡人、譲受人、申請土地の状況は議案書記載のとおりです。</p> <p>譲渡人はご高齢で農地管理が出来ないことから、[REDACTED] へ農地の管理と賃借権設定 3 年とお願ひされたようです。[REDACTED] は法人設立より [REDACTED] 農地を有効活用しており、何ら問題は無いと思われますのでご審議の程よろしくお願ひします。</p>
12 番	<p>議案第 1 号番号 7 について、12 番の古澤が説明します。</p> <p>譲渡人、譲受人、申請土地の状況は議案書記載のとおりです。</p> <p>譲渡人が今回売買される農地は長年耕作しておらず、遊休農地となつていまし</p>

	<p>た。今回譲受人が農地を大規模に購入され、農地を再生し農業経営されるようです。譲受人は村外で大規模な農業を経営する農業法人で、以前も村内の同じ地区で農地を購入されています。また、農業法人としての実績も申し分ないと思われます。何ら問題は無いと思われますので、ご審議の程よろしく願います。</p>
14 番	<p>議案第 1 号番号 8 番、9 番について、14 番の渡邊が説明します。</p> <p>まず、8 番について説明します。譲渡人、譲受人、申請土地の状況は議案書記載のとおりです。譲渡人の農地は面積が狭く、管理しにくいいため、農地が隣接している譲受人が農地売買したいとのことから、所有権移転売買の申請が出ております。</p> <p>続いて番号 9 番について説明します。譲渡人、譲受人、申請土地の状況は議案書記載のとおりです。譲渡人は農業を営んでおらず、近年農地を使用されていませんでした。地区で ████████ 栽培をされている譲受人との間に今回所有権移転売買の契約が結ばれました。譲受人の事業実績も申し分ないと思われます。何ら問題は無いと思われますので、ご審議よろしく願います。</p>
17 番	<p>議案第 1 号番号 10 番について、17 番の藤原が説明します。</p> <p>譲渡人、譲受人、申請土地の状況は議案書記載のとおりです。</p> <p>譲渡人は会社に勤めながら土地の管理をされていましたが、近年体調不良や体力の衰えもあり、また、息子さんたちも村外に住まれ、土地の管理が出来ない状況でした。しかし、今回地元で ████████ されている譲受人と所有権移転売買の契約が結ばれます。譲受人は過去にも農地を購入し、農業の経験もあり、時間をかけて元通りの農地にして活用したいと考えています。何ら問題ないと思しますので、ご審議の程よろしく願います。</p>
議長	<p>地元委員の説明が終わりましたので、審議をお願い致します。</p> <p style="text-align: center;">(異議なし)</p> <p>無いようですので、議案第 1 号農地法 3 条の規定による許可申請について、異議がない方は挙手をもってお願い致します。</p> <p style="text-align: center;">(全員挙手)</p> <p>ありがとうございます。全員賛成と認め、議案第 1 号は原案どおり可決致します。</p> <p>続きまして議案第 2 号農地法第 5 条の規定による許可申請について審議します。事務局に議案の朗読をお願いします。</p>
事務局	<p>はい朗読を致します。議案第 2 号農地法第 5 条の規定による許可申請について</p> <p>番号 1：譲受人、譲渡人は議案書記載のとおりです。申請土地の状況 所在地番 ████████ 転用目的は キャンプ場 契約の種類は転用所有権移転 有償となります。</p> <p>番号 2：譲受人、譲渡人は議案書記載のとおりです。申請土地の状況 所在地番</p>



の書類を確認し、問題がないことを確認しておりますので、ご審議よろしくお願  
い  
します。

続きまして番号5番について、説明いたします。

譲渡人、譲受人、申請土地の状況は議案書記載のとおりです。

申請の土地は、                    から上に登り、村道と県道が交差した                    そばの土  
地です。譲渡人と譲受人で事業用の駐車場として転用することで所有権移転の契約  
が結ばれます。近隣に農地は無く、事業用の駐車場に転用することは問題ないと思  
います。事業計画や資金計画などにも問題ないことを確認しております。

議長

はい、ありがとうございました。地元委員の説明が終わりましたので、審議に入  
らせていただきます。

(異議なし)

議案第2号農地法第5条の規定による許可申請について、異議がない方は挙手  
も  
ってお願い致します。

(全員挙手)

ありがとうございます。全員賛成と認め、議案第2号は原案どおり可決致しま  
す。

続きまして、議案第3号経営基盤強化促進法許可申請について審議します。事務  
局に議案の朗読をお願いします。

事務局

はい朗読します。議案第3号経営基盤強化促進法許可申請について

番号1：譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地の状況 所在地番                     

                     使用貸借権設定5年です。

番号2：譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地の状況 所在地番                     

                     使用貸借権設定5年です。

番号3：譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地の状況 所在地番                     

                     賃借権設定10年です。

番号4：譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地の状況 所在地番                     

                     賃借権設定20年です。

番号5：譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地の状況 所在地番                     

                     賃借権設定20年です。

番号6：譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地の状況 所在地番                     

                     賃借権設定5年です。

番号 7：譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地の状況 所在地番 [REDACTED]  
 [REDACTED] 賃借権設定 5 年  
 です。

番号 8：譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地の状況 所在地番 [REDACTED]  
 [REDACTED] 賃借権設定 10 年  
 です。

番号 9 番から 17 番は再設定の案件ですので、省略します。

番号 18：譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地の状況 所在地番 [REDACTED]  
 [REDACTED]  
 [REDACTED] 使用賃借権設定 5 年です。

番号 19：譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地の状況 所在地番 大 [REDACTED]  
 [REDACTED]  
 [REDACTED] 農地中間管理事業 特例売買 集積です。

番号 20：譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地の状況 所在地番 [REDACTED]  
 [REDACTED]  
 [REDACTED] 農地中間管理事業 特例売買 配分です。

番号 21：譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地の状況 所在地番 [REDACTED]  
 [REDACTED]  
 [REDACTED] 農地中間管理事業 特例売買 配分です。

会長 朗読が終わりましたので地元委員の説明及び審議となりますが、番号 18 につ  
 まは、[REDACTED] お願いした  
 と思います。ここで一旦退席します。

( [REDACTED] 委員退室 )

2 番 (議長代理) それでは会長に代わり、議事を進行します。  
 議案第 3 号経営基盤許可促進法による許可申請について番号 18 番について、地  
 元議員の説明をお願いします。

15 番 議案第 3 号 18 番について、15 番の豊田が説明します。  
 譲渡人、譲受人、申請土地の状況は議案書記載のとおりです。  
 譲渡人はご高齢であり、農地の管理をお願いしたいとのことで、譲受人との間に  
 使用賃借権設定 5 年の契約が結ばれました。  
 譲受人は、地域で担い手として農業を営まれており、農地管理をするうえで、何  
 ら問題は無いと思われます。  
 以上、ご審議よろしく申し上げます。

議長代理 地元委員の説明が終わりましたので、審議をお願いします。

(異議なし)

議案第 3 号経営基盤強化促進法による許可申請について、異議がない方は挙手を

もってお願い致します。

(全員挙手)

ありがとうございます。全員賛成と認め、議案第3号18番については原案どおり可決致します。

以上で会長に対する審議を終えましたので、会長に議長職を戻したいと思います。

(委員入室)

議長

ありがとうございました。

それでは、引き続き議事を進行いたします。議案第3号経営基盤強化促進法による許可申請について、番号1から番号8番及び番号19から番号21番につきまして、地元委員より説明をお願いします。

4番

議案第3号 番号1番について 4番の 小出 が説明します。

譲渡人、譲受人、申請土地の状況は議案書記載のとおりです。

譲渡人と譲受人は親子であり、子である譲受人が新規就農するにあたり、譲渡人の農地を使用賃借権設定5年で話がまとまりました。

譲受人は、認定新規就農者であり、今後の農地担い手としても期待され、農地管理をするうえで何ら問題はないと思われます。

以上 ご審議の程よろしく申し上げます。

6番

議案第3号 番号2番について 6番の 加藤 が説明します。

譲渡人、譲受人、申請土地の状況は議案書記載のとおりです。

譲渡人は、高齢であり農地を耕作していただける方を探しておられ、使用賃借権設定5年ということで話がまとまりました。

譲受人は、畜産をされており、牧草を栽培する土地が必要とのことで、土地を探しており、話がまとまりました。

何ら問題無いと思われますので、ご審議の程よろしく申し上げます。

1番

議案第3号 番号3番について 1番の 友岡 が説明します。

譲渡人、譲受人、申請土地の状況は議案書記載のとおりです。

譲渡人は、に居住されており、農地の管理が難しいことから、農地を管理していただける、譲受人と賃借権設定10年の契約が結ばれます。

譲受人は、担い手として農業を営まれており、農地管理をするうえで何ら問題は無いと思います。

以上 ご審議の程よろしく申し上げます。

9番

議案第3号 番号4番から5番について 9番の 榊 が説明します。

譲渡人、譲受人、申請土地の状況は議案書記載のとおりです。

4番、5番とも譲渡人は、農地の管理が任せられる方を探しており、譲受人と賃借権設定20年の契約が結ばれます。

	<p>譲受人は、親戚のもとで農業に従事されており、まとまった広さの農地を探されておりました。この度、隣接する農地を持つ譲渡人2名と契約が締結されました。農地管理をするうえで何ら問題ないと思われます。</p> <p>以上 ご審議の程よろしく申し上げます。</p>
12 番	<p>議案第3号 番号6番から7番を 12番の 古澤 が説明します。</p> <p>譲渡人、譲受人、申請土地の状況は議案書記載のとおりです。</p> <p>譲受人は、まとまった農地を探されていたことから、農地の管理をお願いしたい譲渡人との間に賃借権設定5年の契約が結ばれました。</p> <p>譲受人は、規模拡大中の認定新規就農者であり、農地管理をおこなううえで何ら問題は無いと思われます。</p> <p>以上 ご審議の程よろしく申し上げます。</p>
14 番	<p>議案第3号 番号8番について 14番の 渡邊 が説明します。</p> <p>譲渡人、譲受人、申請土地の状況は議案書記載のとおりです。</p> <p>譲渡人はご高齢のため、農地の管理が難しい事から、農地を耕作していただける、譲受人と賃借権設定10年の契約が結ばれます。</p> <p>譲受人は担い手として農業を営まれており、何ら問題は無いと思ひます。</p> <p>以上 ご審議の程よろしく申し上げます。</p>
事務局	<p>議案第3号 番号19番から21番について 事務局が説明します。</p> <p>番号19番から番号21番については、熊本県農業公社をとおした特例売買です。19番が農業公社へ農地を売却、20、21番が農業公社から農地を購入となります。</p> <p>番号19番は、譲渡人が高齢であり、農地管理が難しいことから、同じ地区で農業を営む譲受人へ農地を売却されます。場所は■■■■地区 ■■■■にある農地です。</p> <p>番号20番は、譲受人は規模拡大に向けて、農地を探されており、近所に住む譲渡人から自宅近くの農地を購入されます。</p> <p>場所は■■■■地区 ■■■■にある農地です。</p> <p>番号21番は、譲受人は、規模拡大に向けて、農地を探しており、複数の譲渡人からまとめて農地を購入されます。</p> <p>場所は■■■■地区 ■■■■にある複数の農地です。</p> <p>いずれの取組も個人間での代金受け渡しや土地の登記といった手続きを農業公社、村が代行することで、事務作業の負担が軽減されます。また、税制面での優遇措置もあります。</p>
議長	<p>説明が終わりましたので、審議をお願いします。</p> <p>まず、私から一つ、番号4、5について、賃借権設定が20年となっていますが、20年経つと80歳になるが、そこは問題ないか。</p>
事務局	<p>賃借権設定の場合、年齢による制限を設けていない。何歳なら何年以内でないとい</p>

	<p>けないという規定もない。しかし、来年度から経営基盤強化法での農地貸し借りはできなくなるため、その際に見直しを行おうと思う。</p> <p>(その他意見無し)</p> <p>無いようですので、議案第3号経営基盤強化促進法による許可申請について、意義がない方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>ありがとうございます。全員賛成と認め、原案どおり可決致します。</p> <p>続きまして、議案第4号農地中間管理事業による農地利用集積等促進計画書の更新について審議いたします。事務局に説明をお願いします。</p> <p>事務局 朗読します。議案第4号 農地中間管理事業による農地利用集積等促進計画書の更新について</p> <p>この案件は、農地中間管理事業（県農業公社）による農地の利用権設定の更新ですので、概略説明のみといたします。出し手、受け手、面積、賃料はそれぞれ議案書記載のとおりです。今回の更新で条件等の変更はありません。</p> <p>これまでも問題なく、農業公社から受け手へ貸し出しており、耕作をされており、何ら問題はないと思われまますので、今回報告したものです。以上、ご審議の程よろしくをお願いします。</p> <p>議長 説明が終わりましたので、審議をお願いします。</p> <p>(異議なし)</p> <p>無いようですので、議案第4号農地中間管理事業による農地利用集積等促進計画書の更新について、意義がない方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>ありがとうございます。全員賛成と認め、原案どおり可決致します。</p>
議長	<p>以上で議案の審議は終了しますが、7月の総会の日程を決めておきたいと思えます。予定案として令和6年7月10日 水曜日 午前10時より開催したいと思います。なお、会場は南阿蘇村役場庁舎2階大会議室での開催としております。いかがでしょうか？</p> <p>よろしいでしょうか？それでは、次回の総会は7月10日 水曜日 10時からの開催とします。なお、現地確認がある場合は事務局より通知がございますので、あらかじめご了承ください。</p> <p>その他案件で事務局から先月質問がありました、農地中間管理事業の賃借権について説明します。</p>

事務局	<p>(農地中間管理事業を活用した賃借権設定事務の流れについて説明)</p> <p>一旦次にみらい公社の説明を行ってからまとめて質疑を受けたいと思います。</p> <p>続きまして、南阿蘇村農業みらい公社の令和5年度の状況を山戸さんから説明していただきます。</p>
みらい公社 山戸課長補佐	<p>(みらい公社の状況説明)</p>
議長	<p>説明が終わりましたが、委員の皆様から何かありますでしょうか。</p> <p>無ければ、事務局から何かありますでしょうか。</p>
事務局	<p>(全国農業委員会会長大会の結果等を紹介)</p> <p>(軽微な事務連絡に line 等を使うことについての意見を聞く)</p>
19 番	<p>先ほど、基盤法での利用権設定が廃止となるとの話があり、国の方針として、委員の印鑑を必要としないということであれば、簡略化したことをわざわざ委員の印鑑が必要とするのはおかしいと思うが皆さんはどう思いますか。簡略化したのならそのままでよいと思う。(印鑑をもらうことを)任意にするとしても、任意ならもらった方がいいかなと考える人もいる。その時に何かを持ってくる人もいるし、気を遣わせるくらいなら必要ないと個人的には思う。</p>
事務局	<p>国の方でも、申請段階での確認は求めておらず、計画の審議は総会で行うため、申請では必要としていない。</p> <p>現状の基盤法での貸し借りについても、村独自の規則によって確認書をつけることとなっている。基盤法では事前にそこまで求めていない。</p> <p>確かにこれをやることで地元の方であれば、顔見知りであり貸し借りは進むが、村外の方が農地を借りたい場合に皆さんの家や連絡先を教えて行ってもらうことになるが、個人情報に当たる部分もあり、皆さんの負担にもなると思う。</p> <p>また、こちらにおじいさん名義の土地があり、相続した人はこちらに縁もない場合、挨拶に来てからじゃないと土地が貸せないとなるとトラブルもあるのではないかと考える。なので、もう少しどのようなルールにするかというのを他の自治体の状況も確認するなどして検討を進めていきたい。</p>
19 号	<p>おっしゃることはわかりましたが、任意とするとあの人は言ってきたが、この人は言ってこなかったから反対するといった、極端な例ですが、そういうことにならないかと思う。なので、任意ではなく、はっきりとするかしないかを決めた方が村の方もよいと思う。</p>
事務局	<p>ご意見ありがとうございます。検討の参考とさせていただきます。</p>
1 番	<p>気持ちの問題ですけども、何も知らずに役場に申請があり、総会で内容を知って、私たちは議決するだけになると、地元の農業委員をしている以上、だいたいの概略は知っておいた方がいいんじゃないかとも思いますので、検討の余地があるかと思っています。</p>

事務局	<p>ご意見ありがとうございます。今現状の制度ですと、役場も申請書が出てきた時点で借り手と貸し手がわかるという状況です。中間管理機構でマッチング等はおきませんので、貸し手と借り手が決まった状態で役場に申請が来ています。事前に知れないのは、役場も同じですので、そこを含めて検討していきたい。</p>
議長	<p>その他委員の皆さんから何かありますでしょうか？その他事務局から何かありますでしょうか？</p> <p>以上をもちまして第 12 回南阿蘇村農業委員会を終了致します。大変お疲れ様でございました。</p>

7. 閉会時刻 11時10分閉会

会議の内容に相違なきことを認めここに署名する。

令和6年7月10日

農業委員会 会長

---

議事録署名委員

6 番

---

議事録署名委員

7 番

---